

名称	札幌市地域協力員	児童心理司	児童虐待対応協力員
役割	1 地域内における児童虐待の発見と通報 2 地域内の子どもに関する情報収集活動 3 児童相談所から依頼を受けたケースの相談と支援・援助活動 4 地域内での虐待予防・防止のための啓発活動	1 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し、心理診断を行う。 2 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う。	児童虐待に関する相談について、児童の住居環境・家庭の状況等に関する情報収集、記録、整理などの業務等
要件(対象者)	1 民生委員・児童委員 2 青少年育成委員 3 保育所職員 4 幼稚園職員 5 小・中・高等学校の教職員 6 児童会館等職員 7 児童福祉に深い理解と熱意のある市民等	次に該当する者を、札幌市児童相談所に、非常勤職員として採用する 1 大学で心理学を専修する学科またはこれに相当する課程修めて卒業した者、またはこれに準ずる資格を有する者	次のようないずれかの要件に該当する者を、札幌市児童相談所に、非常勤職員として採用する 1 社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した経験を有する者 3 教員として従事した経験を有する者 4 その他、上記に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
人数	9,827 人 (24年3月末現在)	7人	1人